

申請・届出名称	(第46号様式) 診療用エックス線装置変更届
内容	病院又は診療所が診療用エックス線装置を変更(増設・減少・更新)したとき又は放射線診療従事者を変更したときに提出するもの。
提出場所	久留米市保健所総務医薬課(久留米商工会館4階)
提出時期	変更後10日以内
手数料	なし
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 別に定める様式「(別紙 放1-1) エックス線装置等に関する事」(放射線診療従事者のみの変更の場合は不要) <input type="checkbox"/> 2 放射線診療従事者の氏名及び経歴等の変更がある場合には、別に定める様式「(別紙 放1-2) 放射線診療従事者変更に関する事」 <input type="checkbox"/> 3 移動型・携帯型エックス線装置の場合は、別に定める様式「(別紙 放1-4) 移動型・携帯型エックス線装置取扱い届」 <input type="checkbox"/> 4 その他保健所長が必要と認める書類 <p>〈注意事項〉 エックス線装置の届出は、病院(診療所)としてのエックス線装置全体を届出するものであり、個々のエックス線装置の更新等の場合でも全装置が対象になるため、変更のない装置については、別に定める様式「(別紙 放1-3) 診療用エックス線装置変更内容一覧表」に記入し添付すること。</p>
備考	